

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

新居浜市立新居浜小学校

はじめに

学校において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップの下、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等を具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」を作成した。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策に関する事項(未然防止のための取組等)

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校、学級づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのため、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、児童一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、「いじめは絶対に許されない」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。

(1) 学級経営の充実

学級担任は個々の児童の状況や学級の状態を常に把握し、いじめのない明るく楽しい学校生活が送れるよう努める。そのためにも、常に教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童を学級を中心に据え、一人一人が大切にされ、温かい学級経営に努める。

(2) 人権・同和教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、絶対に許されるものではない」ことを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(3) 道徳教育の充実

命の大切さや豊かな心を育てるため、道徳教育の充実を図る。道徳の授業では、児童の実態に合わせて、題材や資料を十分検討した上で取り扱う。また、教育活動全体を通して豊かな人間性を育むこととする。

(4) 体験活動の充実

学校で行われる様々な体験活動をいじめ防止の観点で捉え直し、関連付けた活動になるように内容を見直す。できる限り他者と関わる機会を工夫し、互いを認め合ったり、人の役に立ったりできる体験を増やすことで自己肯定感を育てる。

(ボランティア活動や福祉体験活動の充実)

(5) 児童生徒の主体的な活動(児童会活動)

児童がいじめ問題を自らの問題として捉え、集会活動や日常の活動にいじめ防止の活動を実践する。

(6) 分かる授業づくり(授業改善・指導方法の工夫改善)

「生きる力」を育む基礎学力の定着と向上に努める。

- ・ 指導方法の工夫による基礎・基本を大切にした分かる授業を実践する。(ユニバーサルデザインを取り入れた授業)
 - ・ 学習習慣の確立を図る実践活動を推進する。
 - ・ 読書活動の推進
 - ・ 小中連携による授業研究
 - ・ 全国学力・学習状況調査等の結果分析を踏まえた授業改善
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
学級活動を重視し、学級の問題を話し合い、解決を図る。また、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れる。
- (8) 相談体制の整備
毎月の「絆アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解を深める。
ハートなんでも相談員、学校支援員と相談する時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
「ネット上のいじめ」に対して、個々の教職員だけでなく、学校全体としての指導や対応を行っていく体制をつくる。そのためには、校内研修や会議等において、「ネット上のいじめ」について取り上げるなどして、子どもたちの携帯電話の利用に関する実態について理解を深め、学校における指導方針を明確化するとともに、「ネット上のいじめ」が生じた場合の学校における対応方法について、教職員の共通認識を図る。
- ・ 保護者への啓発 ・ 警察、法務局との連携 ・ 情報モラル教育の実施
- [指導のポイント]

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為でないこと
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

- (10) 発達障がい等への共通理解
特別支援教育コーディネーターを中心として、自閉症やADHD等障がいの理解を深め、支援の方法について工夫する。
- (11) 校内研修の充実
いじめ問題について校内研修を実施し、すべての教職員で共通理解を図る。教職員全員がいじめの認知能力を高める研修や指導方法を身に付ける研修を行い、指導力を高める。また、具体的な事例研修や若年の教職員に対する研修を実施する。
- (12) 保護者への啓発(相談窓口の周知徹底等)
学校便り、学年便りによる広報活動、PTA総会や部会等で基本計画や取組状況の報告、情報交換など普及、啓発活動を行うとともにいじめ、インターネット等による問題について講演会等を実施する。
- (13) 学校相互間の連携協力体制の整備
中学校、隣接する小学校、幼稚園、保育所と情報交換や交流学习を行う。

3 いじめの早期発見(いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等)

(1) いじめの態様

いじめの形態について、その行為が犯罪行為として取り扱われる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から毅然とした態度をとる必要がある。

<分類>	[抵触する可能性のある刑罰法規]
ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる・・・脅迫、名誉棄損、侮辱	
イ 仲間はずし、集団による無視	
※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行	
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行、傷害	
オ 金品をたかられる	・・・恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗、器物破損	
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・・・強要、強制わいせつ	
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる・・・名誉棄損、侮辱	

(2) 指導体制の確立

いじめの未然防止から対応に至る事柄だけでなく、教職員の資質能力の向上のための校内研修や年間計画に位置付けられて行われる取組の企画や実施、さらに各取組の有効性の検証等を組織的に行う。

(3) 早期発見のための研修

ア 子どもの声に耳を傾ける。

○ 日記、相談活動

イ 子どもの行動を注視する。

○ 観察、チェックリスト

ウ 上記の活動が充実するための校内研修を計画的に行う。

(4) アンケート等調査の工夫

毎月第一週目に、「絆アンケート」を実施する。アンケートとともに、一人一人の児童と直接話をするすることで、児童の思いをくみ取ったり、人間関係や悩みを把握したりする。

(5) 相談活動の充実

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制を整備する。

○ 学級担任との相談の充実

○ スクールカウンセラー、ハートなんでも相談員の活用

(6) 保護者との連携・情報の共有

日頃から、学校と信頼関係を築き、円滑な連携を図る。特に保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。

(7) 地域及び関係機関との連携

いじめ問題を家庭や学校で話せない場合は、「いじめ相談ダイヤル」等の相談窓口の利用も検討する。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要がある。また、被害を受けている児童の保護者と連携した取組を行う。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する処置等）

(1) 事実確認・情報共有

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）

イ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取り場所、時間等に慎重な配慮を行う。

エ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

把握すべき情報

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ・ 誰を誰がいじめているか。 | ・・・【加害者と被害者の確認】 |
| ・ いつ、どこで起こったか。 | ・・・【時間と場所の確認】 |
| ・ どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたか。 | ・・・【内容】 |
| ・ いじめのきっかけは何か。 | ・・・【背景と要因】 |
| ・ いつ頃から、どのくらい続いているか。 | ・・・【期間】 |

(2) 組織

いじめ防止等の対策のために、複数の教職員に加え、必要に応じて心理・福祉の専門家、その他の関係者などから構成される組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

ア 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組み、いじめられた児童やいじめた児童への対応、その保護者への対応、教育委員会や関係機関等との連携の必要性の判断を行う。

イ 組織として、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。

ウ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織としてより適切に対応する。

(3) 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を行う。

(4) 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

いじめた児童に対して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを自覚させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、本人に対して必要な措置を行うとともに、保護者への支援を行う。

(5) 教育委員会への報告・連絡・相談

学校は、通報を受けた時や学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われる時は、速やかにその事実の有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

(6) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

必要に応じて、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。

(7) 懲戒

教育上必要があると認めた時は、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることができる。

(8) 出席停止

教育委員会は、他の児童に傷害、心身の苦痛または、財産上の損失を与える行為を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童がある時は、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる。

(9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(10) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

「いじめ防止委員会」を母体とし、所轄警察署等と連携し、重大事態として対応する。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止委員会」

(2) 構成員

学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職等（必要に応じて、心理・福祉の専門家、所轄警察署員等）

(3) 活動内容

- ア いじめ未然防止に向けた取組
- イ いじめの早期発見・早期対応の取組
- ウ いじめ防止のための指導体制の確立
- エ いじめに対する対応の方針決定
- オ 年間取組計画の策定と見直し
- カ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）。

(2) 調査組織「いじめ対策委員会」を開く

ア 構成員

学校に設置した「いじめ防止委員会」を母体として、事態の性質に応じて所轄警察署等適切な専門家を加える。

イ 対応

学校は、重大事態に対処し、また、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

ウ 報告

学校は、重大事態の発生を教育委員会に報告するとともに、調査結果をいじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を提供する。

エ 調査

- ・ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間

関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う。

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

オ 調査結果の提供・報告

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

教育委員会に調査結果を報告する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 事後措置、再発防止

調査結果を踏まえた必要な措置を行い、再発の防止に努める。

7 資料（チェック表、リーフ、関係法令など）

いじめ対策年間計画

○教職員 □児童・保護者

時 期	指導等の内容（学校・いじめ防止委員会）	配慮事項
4 月	○ いじめ防止委員会（生徒指導委員会）の開催 ○ いじめの未然防止への共通理解、内容の検討 □ 新学期を迎えて、望ましい集団づくり・学級のルールづくり □ 新居浜小学校人権宣言の周知 ○ 学校のいじめ等問題に対する方針の保護者への説明 ○ 「絆アンケート」の実施	教職員・児童・保護者がいじめの未然防止に一体となって取り組みことを示す。
5 月	○ 家庭訪問 □ 行事を通じた人間関係づくり(運動会) □ 縦割り班活動の準備と実施 (ふれあいタイム) ○ いじめ防止に関する校内研修 ○ 「絆アンケート」の実施	保護者・児童との信頼関係を充実させる。
6 月	□ 行事を通じた人間関係づくり（修学旅行） □ ふれあいタイム（なかよし遊び） □ 保護者との教育相談 ○ 「絆アンケート」の実施	
7 月	○ 個別懇談会の開催 ○ 学校評価の実施 ○ 「絆アンケート」の実施	
8 月	○ 1学期の反省と2学期以降の取組の検討 (いじめ防止委員会) ○ 生徒指導に関する研修会への参加	研修を通して、生徒指導、教育相談の技能を高める。
9 月	□ 行事を通じた人間関係づくり(自然の家) □ ふれあいタイム（なかよし遊び） ○ 「絆アンケート」の実施	生活習慣のリズムを作る。

＜休み時間＞

- ☐ 教室や廊下に一人でいることが多い。
- ☐ 今まで一緒だった友達やグループから離れている。
- ☐ 用もないのに職員室や保健室に来る。
- ☐ 友だちと一緒にいる時も表情が暗い。おどおどした様子である。
- ☐ そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。

＜給食時間＞

- ☐ その子が配膳すると嫌がられる。
- ☐ 食べ物を多く盛りつけるなどの嫌がらせがある。
- ☐ 最近食欲がなく、一人で黙って食べている。

＜清掃時間＞

- ☐ その子の机や椅子だけが運ばれず放置されている。
- ☐ その子の机や椅子を蹴ったり、ほうきで叩いたりする。
- ☐ 人が嫌がる仕事ばかりしている。一人離れて掃除をしている。

＜放課後・下校時＞

- ☐ 急いで下校する。反対に用もないのにいつまでも学校に残っている。
- ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- ☐ ※他の児童の持ち物をよく持たされている。

＜その他＞

- ☐ 靴や鞆、傘など、持ち物が汚されたり、紛失したりする。
- ☐ 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- ☐ 衣服が汚れていたり、すり傷が見られたりする。
- ☐ カッターナイフなど、危険な物を所持している。

※印： 無理にやらされている可能性のあるもの

8 学校評価

「取組評価アンケート」を行い、取組の見直し等を行うための会議や校内研修を実施する。